平成２８年（フ）第２３１８号
東京都葛飾区柴又５丁目33―２―303
債務者　鈴木　拓磨
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７０号
東京都日野市南平６丁目12番地の26グリーンコープ岩沢Ｂ―103
債務者　皆川　政幸
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７７号
東京都八王子市千人町２丁目16番６号エステート岡野113号
債務者　関本　　強
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６号
栃木県足利市花園町16番地４
債務者　宮下　和江（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２０号
石川県加賀市湖城町２丁目275番地　雇用促進住宅１棟301
債務者　藤田佳代子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月16日午後２時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１３５号
静岡県焼津市小土790番地　ガーデンパレスカネブンＢ105号室、旧住所静岡県焼津市藤守2636番地の４
債務者　塚本久美子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６５号
岡山県備前市伊部90番地２～107
債務者　大島　智美
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前10時20分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２８１号
神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢中町４―16―302
債務者　森　　涼
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５０号
東京都町田市玉川学園１丁目13番９号ヒルトップハイツⅡ101
債務者　広瀬　敏江
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８７号
東京都府中市天神町２丁目３番地の７パルファンヴェール303
債務者　知念　潤太
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
熊本県水俣市月浦４番地
債務者　西村　翔太
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月16日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１９号
熊本県八代市新浜町１番１号、前住所埼玉県上尾市柏座２丁目９番20号　清和荘
債務者　本田喜久雄
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月16日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３号
群馬県太田市堀口町147番地１　スイートＢ―102号
破産者　尾崎　順二
1　決定年月日　平成28年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７６号
長野県飯田市鼎東鼎44番地１（永代荘Ａ号）
破産者　渡辺　恵子
1　決定年月日　平成28年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部